島根県被災住宅応急復旧相談員登録制度要綱第２条第四号に基づく

# 令和８年度「応急復旧講習会」の追加開催について

主催　島根県（土木部建築住宅課）

島根県被災住宅応急復旧相談員（以下「相談員」という。）は、風水害等により住宅が被災した方への相談体制を整備するため、被災住宅の応急復旧に関する相談に対応できる者として、島根県知事が登録しています。

この相談員の登録(更新を含む。)に必要となる応急復旧講習会を、以下のとおり開催します。

各会場においては、講習会の受講に併せて相談員の登録･更新申請を受付けます。

**登録の有効期限が令和９年７月までに満了される方で、引続き登録を受けられる場合は下記の講習会を受講下さい。**

**■開催日時及び開催会場等　※開催時間 30 分前より受付を開始します。**

| 開催日時 | | 開催会場 | 定員 |
|---|---|---|---|
| 令和９年<br>１月 19 日(火) | 14:00～16:00 | 出雲合庁　７階 702 会議室<br>（出雲市大津町 1139） | 160 人 |
| 令和９年<br>１月 27 日（水） | 14:00～16:00 | 益田合庁　５階大会議室<br>（益田市昭和町 13-1） | 60 人 |

**■受講料**　無料

**■講習内容**　(1) 被災住宅の応急復旧体制及び島根県被災住宅応急復旧相談員登録制度について

(2) 風水害等による被災住宅の応急復旧について

**■申込方法**　島根県ＨＰ「応急復旧講習会」お申込みフォームよりお申込み下さい。

**■申込先**　URL: https://www.pref.shimane.lg.jp/infra/build/jutaku/shien/oukyuhukkyu.html

《島根県ＨＰ「応急復旧講習会」ＱＲコード》

**■申込期限　令和８年 12 月 22 日(火)**

・両会場とも受講は先着順とさせていただきます。

・定員に達した場合は、受講申込みの受付を終了いたします。

※定員に達している等により受講の受け入れができない場合は、メールにより、その旨をご連絡いたします。

**■その他**　(1) 受講修了者には、当日受講修了証を交付しますので、運転免許証等、本人確認ができるものをご持参ください。

(2)建築 CPD 情報提供制度認定研修です。(CPD : ２単位)

■**登録申請**　(1) 各会場において、相談員登録申請書の受付を行います。申請される場合は、資格者証の写しや写真などの添付書類が必要となります。（相談員証の交付は後日です。）

(2) 会場において、相談員登録申請書を提出される場合は、申請書への受講修了証（写）の添付は不要です。

(3) 島根県被災住宅応急復旧相談員登録制度の詳細（要綱、登録申請書式及び申請に必要な添付書類）は県建築住宅課ＨＰに掲載しています。

《HP：https://www.pref.shimane.lg.jp/infra/build/jutaku/shien/oukyuhukkyu.html》

（注）相談員登録の要件（島根県被災住宅応急復旧相談員登録制度要綱第３条第１項）

次の各号に該当する者であること。

１　建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第２条第１項の規定による建築士、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 27 条の規定による技術検定（建設業法施行令第 34 条の規定による検定種目のうち、建築施工管理、電気工事施工管理又は管工事施工管理に限る。）に合格した者又はその他知事がこれらと同等以上の能力を有すると認める者※1

※１「その他知事が認める者」は次のいずれかに該当する者
- 島根県建築住宅施策推進協議会の構成団体に所属する事業所に勤務する者であって、５年以上の建築に関する業務（営業職を含む。）の経験を有する者
- 一般財団法人島根県建築住宅センター理事長がしまね住宅総合相談員として登録した者

２　応急復旧講習会の受講修了者

３　応急復旧相談を無報酬で行う意志があること。

(4) 有効期限の過ぎた方は、新規申請となります。

お問い合わせ先：島根県土木部建築住宅課 建築物安全推進室
TEL　０８５２-２２-６５８６